

複合機保守業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、医療局の複合機保守業務について、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、甲が定めた別紙「複合機保守業務仕様書」により、複合機保守業務（以下、「保守業務」という。）を誠実に実施しなければならない。

第2 保守業務委託に係る保守料は、次のとおりとする。ただし、保守料に係る消費税及び地方消費税については、請求の時点で加算して請求するものとする。

- | | | |
|------------------|-------|-------|
| (1) モノクロ複写及びプリント | 1枚あたり | 〇円〇〇銭 |
| (2) カラー複写及びプリント | 1枚あたり | 〇円〇〇銭 |

2 甲は、乙に対し、前項の契約金額の月額を1箇月ごとに支払うものとする。

第3 契約期間は、令和8年9月1日から令和11年8月31日までとする。

第4 契約保証金は、〇円とする。

2 乙は、契約保証金をこの契約締結と同時に甲に納付するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく返還するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合

第4 契約保証金は、免除する。

第5 甲は、乙に対して、保守業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、保守業務の実施に関し必要であると認めた場合は、甲の指示を受けるものとする。

第6 乙は、毎月の保守業務が完了した都度、業務完了報告書を甲に提出し、その完了確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告書の提出を受けた日から起算して10日以内に、当該報告書を審査し、保守業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第7 甲は、保守業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させる措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。

3 第6第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第8 乙は、第6第2項の規定による検査に合格した場合は、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に、保守料を支払うものとする。

第9 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、保守料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき保守料につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第10 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により保守業務を欠いた場合は、遅延日数に応じ、保守料から甲の検査に合格した完了部分があるときは、完了部分の契約金額相当額を控除した額につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第11 保守業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。

る。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第12 甲は、乙が実施した保守業務の契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、代価の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5若しくは第11第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第14 甲は、翌年度以降の甲の予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により代価の支払を受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、又は便宜の供与等により、直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第15 第13又は第14の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合の例

第14 乙は、第13又は第14の規定によってこの契約を解除されたときは、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、保守料の支払があった後においても適用するものとする。

第16 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

第17 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記

「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第 18 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

第 19 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 岩手県
代表者 県立病院等事業管理者
医療局長 ○○ ○○ ⑩

乙 ○○県○○市○○字○○番○○号
株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○
上記代理人
○○県○○市○○一丁目○○番○○号
株式会社○○○○ ○○営業所
営業所長 ○○ ○○ ⑩

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第4 乙は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は甲から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、本委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示、報告等)

第7 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第8 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。